

岡山市保健福祉局の所管する補助金交付要綱による民間社会福祉施設等  
整備工事に係る基準

1 趣旨

この基準は、社会福祉法人又は公益法人等（以下「事業者」という。）が、社会福祉施設等施設整備事業を行う場合において、当該事業に係る工事の適正な執行を図るため、定めるものとする。

2 対象となる工事

この基準は、別表第1に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けて、別表第2に定める整備区分の工事（以下「整備工事」という。）について適用するものとする。

3 整備工事の契約

- (1) 整備工事に係る契約は、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。  
ただし、平成29年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に定める随意契約によることができる場合の一般的な基準に該当するときには、この限りではない。
- (2) 入札の方法等については、あらかじめ事業者において、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 指名競争入札の場合の指名業者数は、概ね次の基準によるものとする。

予定価格	指名業者数
250,000千円以上	15社以上
150,000千円以上～250,000千円未満	14社以上
80,000千円以上～150,000千円未満	12社以上
40,000千円以上～80,000千円未満	10社以上
4,000千円以上～40,000千円未満	7社以上
4,000千円未満	5社以上

- (4) 建設業者の選定に当たっては、経営能力、工事实績、手持ち工事の状況、技術者の状況及び地理的条件等に留意するとともに、選定した建設業者をあらかじめ書面により市長に届け出なければならない。
- (5) 市長は、前項の届出があった事業者に対して、選定された建設業者の工事实績等に不適切な点があれば、適切な助言を行うことができる。
- (6) 事業者は、入札実施日、入札参加業者等について、入札実施の7日前までに、入札参加業者届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (7) 入札参加業者は、事業者と利害関係にあってはならない。
- (8) 事業者が入札を行うに当たっては、理事長を除く複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等のみにならないよう配慮すること。）及び市職員の立会いのもと、公正に行わなければならない。

- (9) 事業者は、入札実施後7日以内に、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果報告書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。
- (10) 市長及び事業者は、入札結果について閲覧に供するものとする。

#### 4 整備工事の設計・施工

- (1) 事業者及び請負業者は、整備工事の設計・施工に当たり、建築基準法及び建設業法等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 整備工事の契約及び着手については、市長が補助金の交付決定を行った後に行わなければならない。
- (3) 整備工事の契約において、一括下請けは認めない。
- (4) 整備工事の一部を下請け業者が行う場合には、事業者はあらかじめ請負業者から下請け業者の名称、その他必要な事項の確認を行うものとする。
- (5) 設計又は工事内容等の変更がある場合には、事業者はあらかじめ市長に届出を行い、市長の了承を得なければならない。

#### 5 整備工事の検査

- (1) 事業者は、工事期間の中間時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、市長が派遣する職員（以下「検査員」という。）の現地立ち入り検査を受けるものとする。
- (2) 事業者は、整備工事が完了したときは、工事現場の写真を添付して、市長に工事検査申請書を提出し、工事監理者及び請負業者立会いのもと、検査員による検査を受けなければならない。
- (3) 検査員は、検査の結果、合格しない部分があるときは、検査員の指示に従って、当該部分の補修、改善を行うよう事業者に指示しなければならない。
- (4) 検査員は、検査の結果、整備工事が契約の内容に適合したものであると認めたときは、検査報告書により、市長に報告しなければならない。
- (5) 事業者は、整備工事の検査が完了した後に、市長に事業実績報告書を提出しなければならない。

#### 6 適用日

この基準は、令和2年3月18日以降に施工する工事について適用する。

## 別表第 1

要綱名
岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 (平成 2 4 年 1 2 月 4 日施行)
岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分) 交付要綱 (平成 2 8 年 6 月 6 日施行)
岡山市特別養護老人ホーム改築整備補助金交付要綱 (令和 2 年 3 月 1 8 日施行)

## 別表第 2

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延べ面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、平成 1 7 年 1 0 月 5 日社援発第 1 0 0 5 0 0 6 号厚生労働省社会・援護局長「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」、平成 2 0 年 6 月 1 2 日雇児発第 0 6 1 2 0 0 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」又は平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日社援発 1 1 1 8 第 3 号「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、平成 1 7 年 1 0 月 5 日社援発第 1 0 0 5 0 0 5 号厚生労働省社会・援護局長「老朽民間社会福祉施設の整備について」又は平成 2 0 年 6 月 1 2 日雇児発第 0 6 1 2 0 0 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)すること。
防犯対策強化に係る整備	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日雇児発 1 2 1 6 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
解体撤去工事	既存施設の増改築、改築に伴って解体撤去工事をする事。
仮設施設工事	既存施設の増改築、改築に伴って仮設工事をする事。



6. その他

指名業者選定入札方法決定に係る理事会の議事録を添付すること。

